第二規則　定義

この附属書の適用上、

1　「附属書」とは、千九百七十八年の議定書によって修正され、及び千九百九十七年の議定書によって修正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（ＭＡＲＰＯＬ）の附属書Ⅵ（条約第十六条の規定に従って採択され、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）をいう。

2　「同様の建造段階」とは、次の2.1及び2.2に定める要件を満たす段階をいう。

2.1　特定の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。

2.2　すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによって船舶の組立てが開始されたこと。

3　「検査基準日」とは、国際大気汚染防止証書（以下「証書」という。）の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

4　「補助制御装置」とは、船舶用ディーゼル機関に設置されるシステム、機能又は制御手法であって、当該機関若しくはその補助装置を損傷若しくは故障につながるおそれのある稼働状態から保護し、又は当該機関の始動を容易にするために用いられるものをいう。無効化装置ではないことが満足に立証された手法は補助制御装置とみなすことができる。

5　「連続的な投入」とは、摂氏八百五十度から摂氏千二百度までの間の温度で稼働する燃焼室を有する焼却炉が正常に稼働している時に、人が補助することなく燃焼室に廃棄物が投入される方法をいう。

6　「無効化装置」とは、当該装置の使用が排出認証試験手続に実質的に含まれている場合を除くほか、運転要素（例えば、機関の回転速度、温度、吸気圧力その他の要素）を測定し若しくは感知し、又は当該要素に反応する装置であって、通常の稼働中に起こることのある条件の下で、排出規制システムの効果を減少させるような当該システムの構成又は機能を起動し、調整し、遅延させ、又は停止させるものをいう。

7　「排出」とは、船舶からの大気又は海洋への物質の排出であって、この附属書による規制の対象となるものをいう。

8　「排出規制海域」とは、窒素酸化物又は硫黄酸化物及び粒子状物質又はこれらの三の種類のすべての排出による大気汚染並びに人の健康及び環境への付随的な悪影響を防止し、軽減し、及び規制するため、船舶からの排出に係る拘束力を有する特別の措置をとることが要求される海域をいう。排出規制海域には、第十三規則及び第十四規則に掲げ、又はこれらの規則によって指定する海域を含む。

9　「燃料油」とは、船舶に供給され、及び船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とするあらゆる燃料（留出油及び残渣油を含む。）をいう。

10　「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。

11　第十二規則に関し、「設置」とは、装置、持運び式消火器等の設備又は断熱材その他の材料を船舶に設置することをいう。ただし、既に設置された装置、設備又は断熱材その他の材料の修理及び再充塡並びに持運び式消火器の再充塡を除く。

12　「設置される」とは、船舶用ディーゼル機関（燃料補給、冷却又は排気のシステムが船舶の不可分の一部である場合にのみ、持運び式の補助的船舶用ディーゼル機関を含む。）が船舶に備えられ、又は備えることが予定されることをいう。燃料補給システムは、船舶に恒久的なものとして取り付けられた場合にのみ、船舶の不可分の一部とみなされる。この定義は、船舶の出力を補い、又は増大させるために用いられ、かつ、船舶の不可分の一部となることが予定される船舶用ディーゼル機関を含む。

13　「合理的でない排出規制方法」とは、船舶が通常の使用状態の下で運航されている場合において、適用される排出試験手続において期待される水準より排出規制装置の効果を減少させる方法又は措置をいう。

14　「船舶用ディーゼル機関」とは、液体燃料又は二元燃料により運転される内燃往復動機関（附属の増圧器又は混合器を含む。）であって、第十三規則が適用されるものをいう。

15　「窒素酸化物に関する技術規則」とは、千九百九十七年のＭＡＲＰＯＬ締約国会議の決議二によって採択された船舶用ディーゼル機関からの窒素酸化物の排出規制に関する技術規則（条約第十六条の規定に従って採択され、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）をいう。

16　「オゾン破壊物質」とは、千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第一条4に定義する規制物質であって、この附属書が適用され、又は解釈される時に効力を有している同議定書の附属書Ａ、附属書Ｂ、附属書Ｃ及び附属書Ｅに掲げるものをいう。船舶において使用されることのある「オゾン破壊物質」には、少なくとも次の物質を含む。

Halon　1211　ブロモクロロジフルオロメタン

Halon　1301　ブロモトリフルオロメタン

Halon　2402（Halon　114Ｂ2と称することもある。）　一・二―ジブロモ―一・一・二・二―テトラフルオロエタン

ＣＦＣ―11　トリクロロフルオロメタン

ＣＦＣ―12　ジクロロジフルオロメタン

ＣＦＣ―113　一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタン

ＣＦＣ―114　一・二―ジクロロ―一・一・二・二―テトラフルオロエタン

ＣＦＣ―115　クロロペンタフルオロエタン

17　「船上焼却」とは、船舶の通常の航行中に生ずる廃棄物その他の物を船舶において焼却することをいう。

18　「船上焼却炉」とは、焼却することを主たる目的として設計された船舶における施設をいう。

19　「建造された船舶」とは、キールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある船舶をいう。

20　「スラッジ油」とは、燃料油又は潤滑油の分離器からのスラッジ、主機関又は補助機関からの廃潤滑油及びビルジ用の油水分離器、油除去装置又は油受けからの廃油をいう。

21　「タンカー」とは、条約附属書Ⅰ第一規則に定義する油タンカー及び条約附属書Ⅱ第一規則に定義する化学薬品タンカーをいう。

第三規則　適用除外及び免除

一　一般要件

1　この附属書の規則は、次の排出については適用しない。

1.1　船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な排出

1.2　船舶又はその設備の損傷に起因する排出。ただし、次のことを条件とする。

1.2.1　損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し、又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。

1.2.2　船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動しなかったこと。

船舶からの排出の削減及び制御に関する技術の研究のための試験

2　締約国の主管庁は、適当な場合には他の主管庁と協力し、船舶からの排出の削減及び制御に関する技術の開発並びにエンジン設計プログラムの開発のための試験を行う船舶について、この附属書の特定の規定の適用を免除することができる。このような免除は、この附属書又は二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則の特定の規定の適用が当該技術又はプログラムの開発を研究することを妨げることがある場合にのみ、行われる。当該免除の許可は、必要な最小限の数の船舶に対し、次の規定に従う場合にのみ、与えられる。